

未受精卵子凍結保管についての当院の規定（夫婦用）

<凍結の開始>

- 未受精卵子の凍結保管期間は、凍結日から 1 年です。この間の保管費用は 60,000 円 + 消費税
<2 個目～5,000 円/個加算> です。

(例:2016 年 5 月 10 日に凍結開始の場合、2017 年 5 月 9 日までが保管期間です。

以降 1 年毎に 30,000 円 + 消費税の凍結延長保管費用が必要です。)

- 未受精卵子の凍結保管費用は、凍結開始後 2 週間以内に支払っていただきます。

<患者様から当院への連絡義務>

※当院から患者様に、凍結延長されるか終了されるかの連絡をする義務はありません。

- ①保管期間満了までに、凍結保管期間を延長するか終了するかを、必ず当院に連絡しなければなりません。
＊万が一、保管期間内に連絡がなく、保管期間を過ぎて延長を終了する場合は、凍結保管費用が発生します。
- ②連絡先（住所や電話番号）が変更になる場合は、変更後 1 か月以内に当院に連絡してください。
何の意思表示もなく、連絡先が不明となり、連絡が取れない場合も処分権を放棄したものとみなし未受精卵子は保管終了とします。
- ③離婚または事実婚を解消した場合や配偶者が死亡した場合は、1 か月以内に当院に連絡し、当院所定の書類に署名し、当院に提出しなければなりません。
この場合、または、当院が離婚または事実婚の解消や死亡の事実を確認した場合、当該凍結卵子は保管終了とします。

<延長>

- ①凍結の延長を希望する場合は、保管期間満了までに当院に連絡し、当院所定の書類に署名し当院へ提出し、当院の定める延長費用を支払わなければなりません。（1 年毎に 30,000 円 + 消費税）
- ②凍結延長保管費用は、凍結延長開始日の 1 週間前までに、1 年分を前払いしていただきます。
- ③凍結期間内であっても、生殖年齢（当院の場合は 50 歳）を超えた場合は凍結期間の延長は受け付けません。
- ④凍結保管期間中に、当院で定める延長費用や保管期間に改定があった場合は、保管期間の延長手続き時から、改定された最新の延長費用や保管期間が適用されます。

<終了>

- 保管終了を希望する場合は、当院所定の書類に署名し、当院に提出しなければなりません。

<凍結未受精卵子の融解を希望する場合>

- 凍結卵子の融解を希望する場合は、当院所定の書類に署名し、当院に提出しなければなりません。